

横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分要綱及び要領の概要

1 趣旨

ポリ塩化ビフェニル（以下、「PCB」）の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「法」）に基づく不利益処分について、その具体的な基準を設定する要綱及びその手続きを定める要領を策定します。

2 概要

(1) 横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分要綱

ア PCB廃棄物保管事業者が処分期間内に自ら処分又は処分を処理施設に委託しなかったときは、改善命令を発出します。

イ PCB廃棄物保管事業者が次のいずれかに該当するときは、行政代執行を実施します。

(ア) 改善命令に係る期限までに、改善命令に係る処分等措置を講じないとき。

(イ) 改善命令を発出すべき者を確知することができないとき。

(ウ) 改善命令をするいとまがない※とき。

(2) 横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分事務取扱要領

ア 保管事業者が不利益処分の要件に該当するかどうかは、報告徴収又は立入検査等により確認した内容をもとに判断します。

イ 不利益処分を行う際の通知方法等を規定します。

(ア) 改善命令の履行期限は30日以内とします。ただし、当該事業者が中小企業軽減制度を利用する場合は60日以内とします。

(イ) 改善命令書の送達は原則として手渡しで行います。

(ウ) 改善命令書の送達が困難な場合、必要事項を記載した資料を市庁舎の掲示板に掲示し、掲示日から二週間を経過したときに送達したとみなします。

(エ) 改善命令を履行する期間、弁明の機会の付与期間、代執行を確知させる期間を考慮すると、処理施設での処分が不可能となる場合は、改善命令をするいとまがない※として、直ちに代執行を実施します。

ウ 保管事業者が不存在の場合における公告の方法を規定します。

(ア) 公告は、必要事項を記載した資料を市庁舎の掲示板に掲示すること、又は代執行を実施する場所に掲示板を立てて掲示を行うことにより実施します。

(イ) 公告の期間は原則30日とします。

※ 「いとまがない」について（法第13条第1項第3号の規定）

計画的処理完了期限直前に発見された場合など、直ちに処分等措置を講じなければ処理が困難となり、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理上の重大な支障を生じるおそれがある場合のこと

3 その他

改正案は確定したものではありません。意見公募等の結果によって、修正又は見直しを行う場合があります。